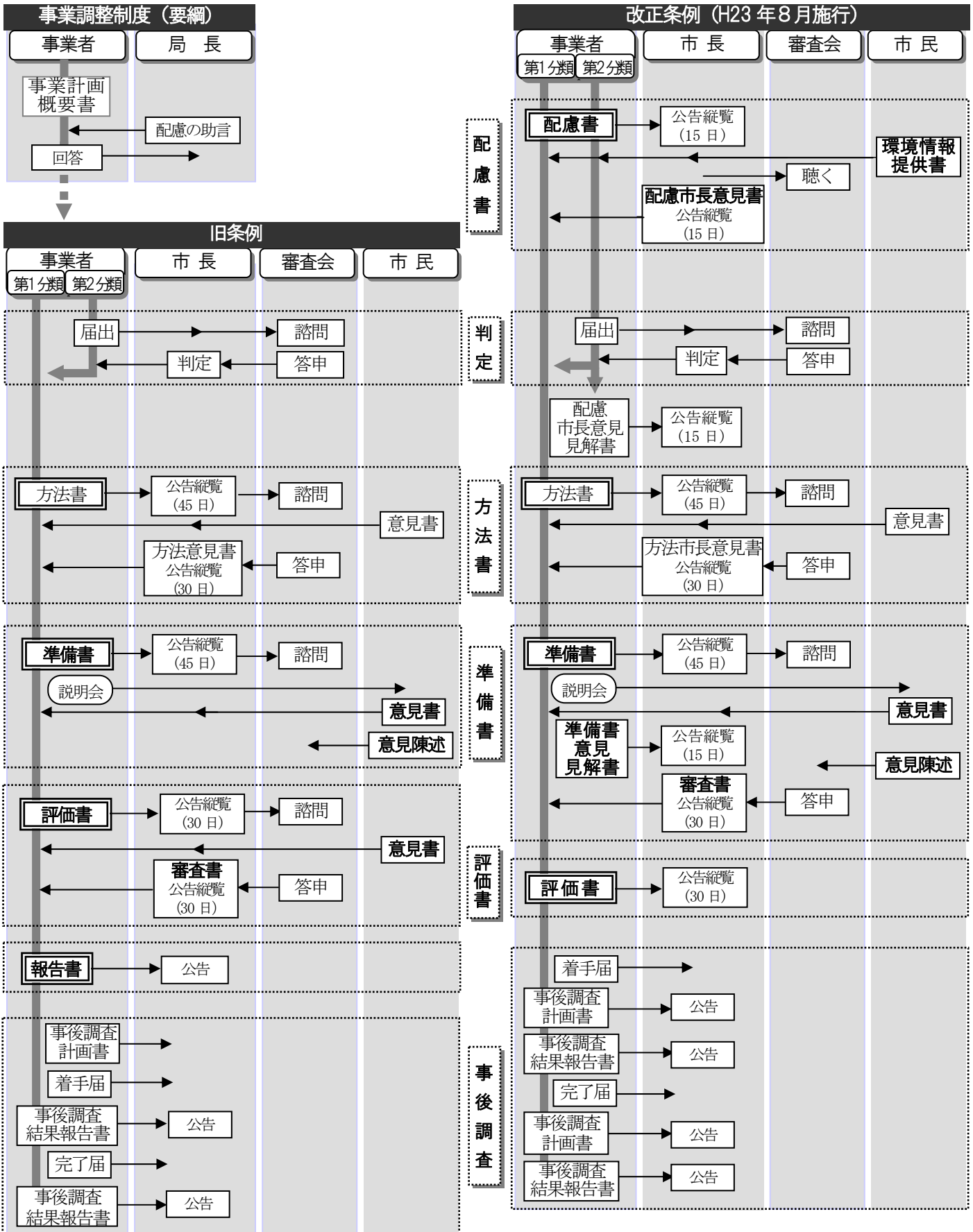


環境影響評価手続の新旧対照フロー図

《事業者》

第1分類: 環境影響評価手続を必ず行う事業

第2分類: 第1分類事業の75%以上の規模で、判定により環境影響評価の要否を決定する事業



法対象事業に関する条例手続の新旧対象フロー図

《事業者》

第1種: 環境影響評価手続を必ず行う事業

第2種: 第1種事業の75%以上の規模で、判定により環境影響評価の要否を決定する事業

